

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十八号）（水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百四十四号）による改正後）	1
○ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百四十四号）（抄）	4
○ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）（抄）	5
○ 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（抄）	7

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十八号）（水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百四十四号）による改正後）

（特定水銀使用製品）

第一条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品（以下単に「特定水銀使用製品」という。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電池（次に掲げるものを除く。）

イ 酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の一パーセント未満であつて、ボタン電池であるものに限る。）

ロ 空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の二パーセント未満であつて、ボタン電池であるものに限る。）

二 スイッチ及びリレー

三 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管一本当たりの水銀の含有量が五ミリグラムを超えるものであつて、定格消費電力が三十ワット以下のものに限る。）

四 一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの

イ 一個当たりの水銀の含有量が五ミリグラムを超えるものであつて、定格消費電力が六十ワット未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの

ロ 一個当たりの水銀の含有量が十ミリグラムを超えるものであつて、定格消費電力が四十ワット以下のものうち、ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの

五 一般照明用の高圧水銀ランプ

六 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの

イ 一個当たりの水銀の含有量が三・五ミリグラムを超えるものであつて、その長さが五百ミリメートル以下のもの

ロ 一個当たりの水銀の含有量が五ミリグラムを超えるものであつて、その長さが五百ミリメートルを超え千五百ミリメートル以下のもの

ハ 一個当たりの水銀の含有量が十三ミリグラムを超えるものであつて、その長さが千五百ミリメートルを超えるもの

七 化粧品（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。）

八 動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム（別名チメロサル）を有効成分とする保存剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等（法第一条に規定する水銀等をいう。）を含むものを除く。）であつて、医薬品、

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に添加されるものを除く。）

九 気圧計（電気式のものを除く。）

十 湿度計（電気式のもの及び第十二号イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。）

十一 圧力計（電気式のもの、二百三十度以上の温度で計ることができるダイヤフラム式圧力計であって目量（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第二条第二号イ(1)に規定する目量をいう。以下同じ。）が五メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。）

イ 計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。ロにおいて同じ。）が千三百パスカル以下であって、目量が三百パスカル以下のマクラウド真空計

ロ 計ることのできる最大の圧力が六万六千パスカル以下であって、目量が二百パスカル以下のU字管真空計

十二 温度計（電気式のもの及びガラス製温度計であって次に掲げるもの（体温計であるものを除く。）を除く。）

イ 計ることのできる最高の温度が三百度以下のものであって、目量が〇・五度以下のもの（ハに該当するものを除く。）

ロ 計ることのできる最高の温度が三百度を超え五百度以下のものであって、目量が二度以下のもの（ハに該当するものを除く。）

ハ 塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が二百度を超え五百度以下のものうち、目量が二度以下のもの

十三 血圧計（電気式のものを除く。）

十四 脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ

十五 真空ポンプ

十六 車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられるおもり

十七 写真フィルム及び印画紙

十八 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）に用いられる推進薬

（製造工程）

第二条 法第十九条の政令で定める製造工程は、次に掲げる物品の製造工程とする。

一 水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム

二 アセトアルデヒド

三 クロロエチレン（別名塩化ビニル）

四 ナトリウムメトキシド、ナトリウムエトキシド、カリウムメトキシド又はカリウムエトキシド

五 ポリウレタン

（法第二十一条第一項の政令で定めるもの）

第三条 法第二十一条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 水銀（水銀以外の物と混合している場合（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）は、水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

二 塩化第一水銀（塩化第一水銀以外の物と混合している場合は、塩化第一水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

三 酸化第二水銀（酸化第二水銀以外の物と混合している場合は、酸化第二水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

四 硫酸第二水銀（硫酸第二水銀以外の物と混合している場合は、硫酸第二水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

五 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物（硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物以外の物と混合している場合は、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

六 硫化水銀（辰砂に含まれるものを含み、硫化水銀以外の物と混合している場合（辰砂に含まれる場合を除く。）は、硫化水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、水銀に関する水俣条約（附則第四条において「条約」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 平成二十九年七月一日

二 第一条第一号（ボタン電池であるアルカリマンガン電池を除く。）、第三号、第四号及び第六号から第八号（二・七—ジブロモ—四—ヒドロキシ水銀フルオレセイン二ナトリウムを有効成分とする消毒剤（以下「マーキュロクロム液」という。）を除く。）までの規定 平成三十年一月一日

三 附則第三条の規定 平成三十二年七月一日

四 第一条第一号（ボタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。）、第二号、第五号及び第八号（マーキュロクロム液に限る。）から第十三号まで並びに附則第四条の規定 平成三十二年十二月三十一日

（特定水銀使用製品の製造の許可等を受けるための準備行為）

第二条 第一条第一号（ボタン電池であるアルカリマンガン電池を除く。）、第三号、第四号及び第六号から第八号（マーキュロクロム液を除く。）までに掲げる特定水銀使用製品に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、法第六条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項に規定する特定水銀使用製品に係る法附則第三条の承認を受けようとする者は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

第三条 第一条第一号（ボタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。）、第二号、第五号及び第八号（マーキュロクロム液に限る。）から第十三号までに掲げる特定水銀使用製品に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、法第六条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項に規定する特定水銀使用製品に係る次条の承認を受けようとする者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

（特定水銀使用製品の使用の制限に関する経過措置）

第四条 法第十二条の規定の施行の日（平成三十年一月一日）から附則第一条第四号に定める日までの間に製造され、又は輸入された前条第一項に規定する特定水銀使用製品であつて、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、法第十二条の規定は、適用しない。

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百四十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第一条の改正規定 公布の日

二 次条及び附則第三条第二項の規定 令和六年七月一日

（特定水銀使用製品の製造の許可を受けるための準備行為）

第二条 この政令による改正後の第一条第十四号から第十八号までに掲げる特定水銀使用製品（水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品をいう。）に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次条において「施行日」という。）前においても、その申請を行うことができる。

（特定水銀使用製品の使用の制限に関する経過措置）

第三条 施行日前に製造され、又は輸入された前条に規定する特定水銀使用製品であつて、当該特定水銀使用製品の使用が水銀に関する水俣条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、法第十二条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、水銀が、環境中を循環しつつ残留し、及び生物の体内に蓄積する特性を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等（水銀及びその化合物をいう。以下同じ。）の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置その他必要な措置を講ずることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）その他の水銀等に関する規制について規定する法律と相まって、水銀等の環境への排出を抑制し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水銀使用製品」とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 （略）

（特定水銀使用製品の製造の禁止）

第五条 何人も、特定水銀使用製品を製造してはならない。ただし、次条第一項の許可を受けた者（以下「許可製造者」という。）が、同項の許

可（第九条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの。第十二条において同じ。）に係る特定水銀使用製品を製造する場合は、この限りでない。

（特定水銀使用製品の製造の許可）

第六条 特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 製造しようとする特定水銀使用製品の種類及びその数量

三 製造しようとする特定水銀使用製品の用途

四 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

（特定水銀使用製品の使用の制限）

第十二条 何人も、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならない。ただし、当該特定水銀使用製品が第六条第一項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であつて、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合は、この限りでない。

（経過措置）

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により第六条第一項又は第九条第一項の許可を受けた者

三 第十二条の規定に違反した者

四・五 （略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す

る。

一 (略)

二 第五条から第十二条まで、第二十五条（許可製造者に係る部分に限る。）及び第二十六条（許可製造者に係る部分に限る。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第三条の規定 平成三十二年十二月三十一日までの間において政令で定める日

第三条 第十二条の規定の施行の日前に製造され、又は輸入された特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、同条の規定は、適用しない。

○計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）（抄）

（特定計量器）

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一 (略)

二 質量計のうち、次に掲げるもの

イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの

(1) 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの(2)又は(3)に掲げるものを除く。）

(2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上のもの

(3) 自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。）

ロ 二 (略)

三 十八 (略)